

# 渡前小学校 いじめ防止基本方針

【ダイジェスト版】

令和5年4月

- 子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが保護者、そしてそれに関わる我々教師の願いである。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのち」の教育を大切にすすめていく必要がある。

- いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、誰でも加害者や被害者になり得ること、いじめは、どこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるように、教職員が一致協力し、積極的にいじめ防止に取り組むことが求められる。

学校、PTA、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりと、いじめの早期発見、即時対応の体制づくりが必要である。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### ○用語の定義 [いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)施行 第2条]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○具体的ないじめの態様 [いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日)決定]

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

## II いじめ防止等の基本的な取り組み

### 未然防止

- (1)児童理解に基づくきめ細やかな教育の推進
- (2)学校の教育活動全体を通じた道徳教育推進
- (3)学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進
- (4)児童会の主体的な活動の推進『思いやりの心を育む活動』
- (5)教員等の資質能力の向上
- (6)PTA組織を生かした取り組みの推進

Watamae

### 早期発見

- (1)見えにくいいじめを察知するための具体的な対応
- (2)相談窓口等の組織体制  
<具体的には>
  - ・面談や保護者会のない月に『子どもの心の相談日』
  - ・いじめアンケート(年2回)
  - ・毎週火曜日(原則)放課後に全職員による『教育相談』会議の開催等

Watamae

### 早期対応・再発防止：組織的対応

- (1)素早い事実確認と報告・連絡・相談
- (2)通報を受けての組織的な対応
- (3)被害者への対応及び保護者への支援
- (4)加害者児童及びその保護者への対応
- (5)集団へのはたらきかけ  
<確認点>
  - ・職員からの報告、校長から市教委・関係機関への報告

Watamae

## III ネット上のいじめへの対応

- 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
- (1)教科活動等における児童に対する指導の充実
  - (2)児童及び保護者に対する啓発
  - (3)教員の指導力の向上



家庭・地域・PTAとの連携



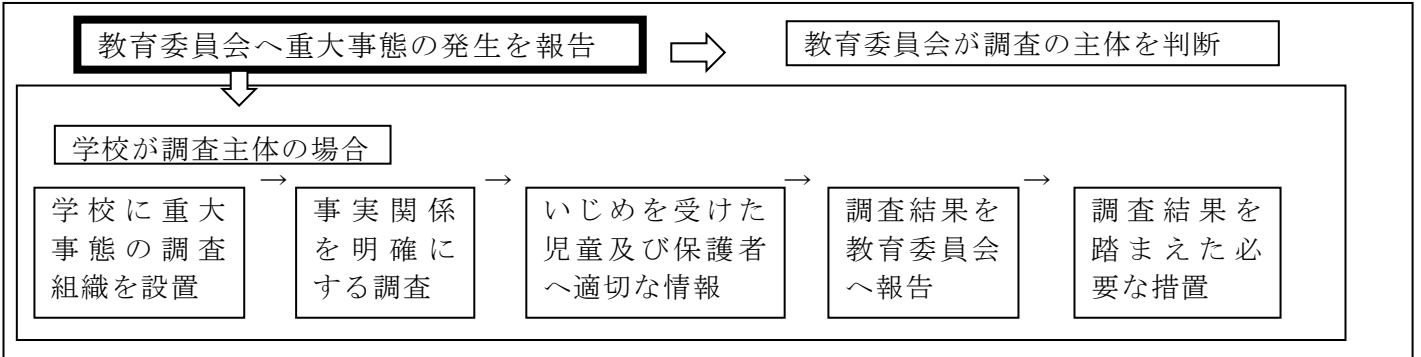
### \*現実の人間関係把握もポイント

- 早期発見・早期対応
- (1)早期発見への取り組み
  - (2)早期対応への取り組み

## Ⅳ 重大事態への対応

○当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対応、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断します。）



### 〈渡前小学校のいじめ防止関係活動 年間計画〉

月	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「渡前小いじめ防止基本方針」の確認と本年度目標の決定（職員会議）	○校内特別支援委員会① ○学級開き ○教育相談体制等の保護者周知 ○保健指導（心身の成長）	○身体測定 ○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○学校関係者への周知	○PTA総会・役員会① いじめ防止基本方針の説明 ○授業参観①学級懇談会
5	○教職員評価でいじめに関わる各自の目標設定		○Q-Uテスト実施① ○保護者面談（全児童）	○児童引き渡し訓練 ○保護者面談（全児童） ○同窓会総会○PTA 早朝作業
6	○職員研修（いじめアンケート調査集計から）	○PTA親子講演会	○いじめアンケート実施	○市民運動会 ○土曜参観（授業参観②講演会）
7	○職員研修（Q-Uを活かした学級経営等）		○保護者面談（希望）①	○地域子供会・懇談会 ○海浜学校 ○保護者面談（希望）①
8		○校内特別支援委員会②	○夏休み後のアンケート	
9			○前期保護者会	
10		○学習発表会	○子どもの心の相談日 ○Q-Uテスト実施②	○PTA 早朝作業 ○学習発表会
11		○校内特別支援委員会③	○いじめアンケート	○PTA役員会② ○家族参観日（授業参観③） ○学校保健委員会
12	○教員評価面談	○赤い羽根共同募金	○保護者面談（希望）③	○学校評価アンケート ○保護者面談（希望）③
1	○学校評価→検証	○校内特別支援委員会③	○冬休み後のアンケート	
2	○自己評価	○校内特別支援委員会④	○子どもの心の相談日	○授業参観④（学級懇談会） ○民生児童委員との懇談会 ○PTA役員会③
3	○学校評価からの見直し		○後期保護者会	○後期保護者会（通知表配布）
通年	○毎週火曜日放課後を原則に「教育相談」として情報交換と共通理解・対応策の検討	○校長講話 ○道徳・体験活動の充実 ○授業の中での生徒指導 ○保健活動と指導の充実	○日常の健康観察 ○連絡帳による連携 ○SCによる相談 ○日々の情報収集	○あいさつ運動（常時） ○飼育・栽培活動を通じたいのちの教育（地域人材活用） ○クラブ・びかびかデー（※年6回） ○PTA事業との連携
○学校運営協議会・地域学校協働活動との連携				

### ※令和5年度のいじめ防止達成目標

いじめ防止等の取組に対する保護者評価（学校評価）90%以上といじめ解消100%  
児童会活動『思いやりの心を育む活動』の推進 PTAとの連携した取り組み

★ 相談窓口 ○鶴岡市立渡前小学校・☎64-2160）教頭まで